

海外特別研究員-RRA事業の提出書類について

本事業では、通算90日以上の研究中断期間の確認に際し、複数の公的書類の提出をお願いしています。本事業募集要項における公的書類とは、「地方自治体(市区町村)又は所属機関長等が発行する」ものを指しますが、中断理由や状況によっては、これらの機関が通常発行している文書のみでは、特に「研究専念不可」の事実を証明することが難しい場合があります。

以降のスライドにおいて、「研究に専念できていない期間の勤務状況又は勤務形態が明記された書類」に相当する文書の例を事例毎に示しますので、ご参照ください。



海外特別研究員-RRA事業の提出書類について

【証明書類例】

例1) 博士課程在学中に出産し育児に専念した期間が通算90日以上あった。しかし特に休学手続はとらなかった。

→ 本事業の趣旨に鑑み、原則としては休学をした上で出産・育児に専念した者の申請を想定しています。しかしやむを得ない事情があり、休学せずに研究中断をすることとなった場合、その状況を説明する文書とともに、当該の期間が出産・育児に専念するための研究中断期間であることについて、在籍大学の研究科長又は研究科長に相当する方(※)が証明する公印付の書類を提出してください。

※ 指導教員による文書は「公的書類」には該当しないと判断します。



海外特別研究員-RRA事業の提出書類について

例2) 常勤の研究者として勤務していたが、配偶者の出産に伴い育児に専念する期間を作るため、雇用先と交渉してパートタイム勤務にしてもらった。パートタイム勤務期間中は、研究に専念できなかった。

→ パートタイム勤務の期間が育児に専念するため研究に専念できなかった研究中断期間に相当することについて、雇用主が証明する書類を提出してください。 その際、フルタイムの場合とパートタイムの場合とで勤務時間がどの程度異なるかがわかる書類も併せて提出してください。

例3) 常勤の研究者として勤務していたが、家族の介護のために休職した。休職期間は、研究に専念できなかった。

→ 当該休職が家族の介護のための研究中断期間であることについて、雇用主が証明する書類を提出してください。